

公告 第 593号

組合規程の一部変更について

平成28年8月1日付SCSK健発第295号をもって、以下の規程を一部変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添、新旧条文対照表のとおり公告する。

平成28年8月2日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■一部変更する規程(新旧条文対照表)

- ・各種健康診査等実施規程

以上

各種健康診査等実施規程

新旧条文対照表

新	旧
<p>(一時立替)</p> <p>第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。</p> <p>(1) 事由は以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合 ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合 ・その他常務理事が妥当と認める場合 <p>(2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 (7, 020円) ・人間ドック (40, 000円) ・婦人科検査 (10, 000円) 	<p>(一時立替)</p> <p>第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。</p> <p>(1) 事由は以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合 ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合 ・その他常務理事が妥当と認める場合 <p>(2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 (7, 020円) ・人間ドック (40, 000円) ・婦人科検査 (10, 000円)

<p>※<u>いずれか片方の場合 子宮がん検査（４，０００円）、乳がん検査（６，０００円）</u></p> <p>・オプション検査（心血管を除く）</p> <p>（胸部ＣＴ：２５，０００円）</p> <p>（脳MR：４０，０００円）</p> <p>附則</p> <p>この規程の改正は平成２８年９月１日から施行する。</p>	<p>※子宮がん検査、乳がん検査いずれか片方の場合（５，０００円）</p> <p>・オプション検査（心血管を除く）</p> <p>（胸部ＣＴ：２５，０００円）</p> <p>（脳MR：４０，０００円）</p>
--	--